



生糸調査規則の一部を改正する省令
の一部を次のように改正する。

住所 埼玉県入間市大字下藤沢329番地1
高美代子 昭和18年6月10日生

(c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務
の供与

○大蔵省令第六十六号
租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四
十三号)第二十二条の八第十八項第四号ハ及び第
三十九条の五第十九項第四号ハの規定に基づき、
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を
次のように定める。

平成十二年七月二十八日

大蔵大臣 沢澤 喜一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する
省令

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省
令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第十七項第四号及び第二十二条の
五第十七項第四号中、「第二条第一項」を「第二条
第四項」に改める。

附 則

この省令は、食品流通構造改善促進法の一部を
改正する法律(平成十二年法律第六十六号)の施
行の日(平成十二年八月一日)から施行する。

○厚生省令第四九号

介護保険法施行法(平成九年法律第二百一十四号)
第十一条第一項の規定に基づき、介護保険法施行
規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年七月二十八日
厚生大臣 津島 雄一
介護保険法施行規則の一部を改正する省令
十六号)の一部を次のように改正する。

第一百七十条に次の一号を加える。
六 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十一
年労働省令第二十二号)第十八条の二の二(第
三号に規定する施設

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十六号

生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和三
十六年法律第三百十号)第十四条の規定に基づき、
生糸調査規則の一部を改正する省令を次のように
定める。

平成十二年七月二十八日

農林水産大臣 谷 泽一

生糸調査規則(昭和三十七年農林省令第五号)
の一部を次のように改正する。

第四条中「生糸生産費調査簿」を「生糸生産費
調査年報」に改め、「その選定工場の所在地を管轄
する都道府県知事を経由して」を削る。

第七条中「生糸需給動向調査票」を「織糸陸月
報及び生糸貿易引取業者隔月報」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



住所 埼玉県入間市大字下藤沢329番地1
高美代子 昭和18年6月10日生

(c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務
の供与

○外務省告示第三百三十八号
平成十一年八月六日にヤウンデで、小学校建設
計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換
がカメルーン共和国政府との間に行われた。

平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 東京都中央区築地7丁目4番4—502号
金性義 昭和37年7月3日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 兵庫県神崎郡福崎町馬田31番地
秋美穂 昭和59年9月25日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 兵庫県芦屋市西戸町10番18—301号
朱貴容 昭和40年3月1日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 爱知県知多郡東浦町大字緑川字六本木32番
地
謝美花 昭和40年2月19日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 兵庫県西宮市北六甲台1丁目30番8号
郭英美子 昭和26年8月17日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 千葉県印西市原4丁目4番地
金笛輝 昭和37年11月5日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 李金萍 昭和38年1月17日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 金佳代 平成11年2月20日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 盛益 昭和59年8月24日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 千葉県柏市南1丁目23番5号
徐善平 昭和29年4月13日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 盛民慶 昭和32年10月1日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 余善平 昭和29年4月13日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 盛益 昭和59年8月24日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 埼玉県草加市栄町2丁目9番24—804号
段靜 昭和41年10月17日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 埼玉県飯能市大字双柳1393番地6
蘆軍 昭和34年10月11日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 盛淑蘭 昭和32年7月2日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 盛淑蘭 昭和36年6月6日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 蘆成雄 昭和60年1月23日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 埼玉県川口市大字安行慈林957番地21
朱雅静 昭和37年8月14日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 埼玉県草加市栄町2丁目9番24—804号
段靜 昭和41年10月17日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日

○外務省告示第三百三十九号
平成十一年七月二十八日
大蔵大臣臨時代理 国務大臣 中川 秀直
住所 埼玉県草加市栄町2丁目9番24—804号
段靜 昭和41年10月17日生

3 2 贈与の限度額 六億七千五百万円
4 日 本 側 河村悦孝在カーボ・ヴェ
カーボ・ヴェルデ側 ルテ大使 マリオ・ゴメス・フェル
ナンドス在セネガル
平成十一年三月三十日
平成十一年七月二十八日